

♣ 非常用食品の取扱い

Q : 我が社では、災害に備えて非常用の食料品などを購入しようと思っています。この非常用食品の購入費はどのように取り扱われますか？

A : 備蓄をした時に損金の額に算入することができます。

【解説】

非常用食品の購入費用は、次の理由から、その食料品を購入した時に事業の用に供したのものとして取り扱われ、その時に消耗品等として損金の額に算入することが認められます。

- ① 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性を有していること
- ② 効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は減価償却資産や繰延資産には含まれないこと
- ③ 食料品が「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、非常用食品は備蓄をもって事業の用に供したと認められること
- ④ 同様に、消火器の中身が取替え時の損金として取り扱われていること

ちなみに、これらの非常用食品と併せて防災用具を購入したという場合はどうなるかといいますと、これらは、減価償却資産の工具に該当しますが、購入目的が非常用であるというのであれば、非常用食品と同様に、その備蓄時において使用したとされ、その時の損金に算入することができるものと思われます。

また、この場合には、1組又は1そろいごとで判断せず、個々に判断するものと考えられます。

